

## 福祉拠点の整備について

### 1 目的

近年、核家族化の進行、ひとり親家庭の増加などにより、家庭の力が弱まるとともに、地域の共同体による支援力が低下しており、また、8050問題のように、世帯単位で複数分野の問題を抱えていたり、様々な問題が絡み合っただ複雑化することにより、制度の狭間に陥り支援を受けられないケースや本人や家族がどこに相談してよいのか分からないようなケースも増加してきている。

こうしたことに対応するため、社会的な孤立を防ぐとともに、公的機関をはじめとする既存の窓口と連携し、各種制度や社会資源に柔軟に繋ぎ、個人・家族が直面する困難に適切に対処する「福祉拠点」を整備し、市民がより身近な場所で包括的な相談・支援を受けられる体制を整えるとともに、各種社会資源との連携・活用を積極的に進め地域で支える福祉の実現を図る。

### 2 概要

#### (1) 組織

市内10圏域の地域包括支援センターに自立相談支援機関を併設し、「多機能型地域包括支援センター」とする。

#### (2) 職員

##### ア 人員配置（常勤・専任）

主任相談支援員	1名
相談支援員兼就労支援員	2名
1福祉拠点当たり	3名×10か所＝30名

##### イ 資格要件

###### (ア) 主任相談支援員

社会福祉士，精神保健福祉士，保健師のいずれかの資格を有する者

###### (イ) 相談支援員兼就労支援員

- a 社会福祉士，精神保健福祉士，保健師，介護支援専門員，キャリアコンサルタント，産業カウンセラーのいずれかの資格を有する者
- b 社会福祉主事で社会福祉士の資格取得の意向のある者
- c 介護福祉士で介護支援専門員の資格取得の意向のある者
- d 自立相談支援機関で相談支援業務に1年以上従事した経験のある者
- e その他の相談支援機関で相談支援業務に3年以上従事した経験のある者

#### ウ 研修要件

- (ア) 各相談員研修 28時間（国研修17.5時間＋道研修10.5時間）
- (イ) 開設前研修（事業者選定後R4.3まで随時）

#### (3) 業務内容

##### ア 「高齢者あんしん相談窓口」業務

- (ア) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (イ) 包括的支援事業
- (ウ) 任意事業

##### イ 自立相談支援機関業務

※担う業務のうち想定される例

- (ア) 高齢・介護
  - a 8050問題
  - b ダブルケア
- (イ) 障がい
  - a 精神保健対応
  - b 軽度の発達障害者への支援
- (ウ) ひとり親・子ども
  - a 虐待が疑われる児童への対応
  - b ひとり親家庭の相談
  - c 若年層ひきこもりへのアウトリーチ
- (エ) 生活困窮・その他
  - a 住居確保給付金の相談・受付
  - b 生活福祉資金貸付（実施主体：都道府県社協）の斡旋
  - c 地域の社会資源の把握・利用調整、開発

##### ウ 社会資源開発業務

圏域内の複数箇所に困りごとの有無や年齢にかかわらず、誰もが集え、多様な交流を行い、地域コミュニケーションを向上させることでソーシャル・インクルージョンの実現に寄与する通いの場や集いの場が発生するよう仕掛けを行う。

#### (4) 地域の方が気軽に立ち寄れる工夫について

困りごとを抱えていても自ら相談することが困難な方の発見や、地域における支え手としての連携が期待される民生委員や町会関係者等が、地域ケア会議などの正式な会議を待つまでもなく、気軽に立ち寄り、福祉拠点職員との情報交換や相談を日常的に行うための工夫を求める。

### 3 開設時期等

3年 夏頃 福祉拠点運営事業者選定作業

4年 4月 福祉拠点開設

### 4 事業費（単年度経費10カ所総計）

(1) 自立相談支援機関運営事業費（新設分）	190,000千円
特定財源	36,000千円
一般財源	154,000千円
(2) 地域包括支援センター運営事業費（既存分）	310,000千円
特定財源	179,000千円
一般財源	131,000千円
(3) 合計	500,000千円
特定財源	215,000千円
一般財源	285,000千円